２０２５年７月１７日

　山口県教育委員会

　　教育長　繁吉 健志　様

山口県高等学校教員組合

執行委員長　石 田 高 士

障害児学校部部長 藤 井 佳 樹

□重点要求

障害児学校における教育条件と教職員の勤務条件に関する要求書

１．教育条件整備について

(１) ５障害対応の制度を抜本的に見直し、障害種別・部門制の理念を基本とするとともに、障害種ごとの専門性の保障、特に視覚・聴覚障害教育の専門性の担保に取り組むこと。

(２)新型コロナウイルス感染症の感染防止対策も含め、児童生徒及び保護者の学校生活の安心・安全が確保できるよう、通学バスの増車・増便、更衣室等も含めた施設設備の整備、必要な物品の購入予算確保を行うこと。また、学校が必要に応じて柔軟な対応に取り組めるよう働きかけること。

(３) 通学バスについては、「医療的ケア」対象児童生徒も含め、希望するすべての児童生徒が利用できるよう対策を講じること。また、児童生徒が通学に片道1時間以上かかる状況の改善を図ること。さらに、契約による制約が、児童生徒の利用の追加・変更等に支障を来すことがないよう、契約内容の再検討や運用の柔軟性を十分に確保できるよう改善を図ること。

(４) 上記（１）〜（３）を踏まえ、各居住地域に幼児児童生徒の全面発達を保障できる、適正規模の障害児学校を設置すること。また、県内各特別支援学校の教室不足を明らかにするとともに、特別支援学校設置基準を県内の既存校においても適用し、諸施策を推進すること。学校新設や校舎建設にあたっての国庫補助率の引き上げを国に働きかけること。

(５) 校舎の老朽化対策とともに、運動場・体育館・プール、身障者用トイレ・シャワー室、スロープやエレベーターの設置や必要な改修、更衣室等を含めた施設の不足を解消すること。昨今の暑さ対策にともない、とりわけ体育館の冷房を完備すること。

(６) 豊浦総合支援学校の響高等学校跡地への移転やその他の校舎新築・増改築等についても、計画について内容を精査できるよう早い段階で情報開示を行い、児童生徒の指導にあたる現場の教職員の意見を継続的に聴取すること。また、予算上の制約を理由に必要な環境整備が行えないなどの影響が出ないよう最大限反映すること。

また通常の学校と同一敷地内に障害児学校を設置することがインクルーシブ教育ではないことを踏まえ、下関総合支援学校及び田布施総合支援学校の高等部については、学校の要望や実態に応じ、必要な環境整備をソフト・ハード両面から継続して行うこと。

　(７)「寄宿舎」の教育的役割を生かし、希望する全ての児童生徒が利用できるようにすること。

　(８) 児童生徒による設備・備品・持ち物および通学バス内での破損、教職員のメガネ破損について公費での補償制度を充実させること。

(９)「医療的ケア」対象児童生徒の教育権が最大限保障されるよう、看護師の増員をおこなうこと。

　(10) 就労特化の教育推進を見直し「きらめき検定」は、教育課程から切り離し、受検は希望者のみとすること。

　(11) 就業実践科、職業コース等の設置による多忙化・業務の偏在化や、訓練偏重が進まないようにすること。

(12) 高等学校の通級指導教室の指導の充実を図ること。

(13) 栄養教諭の採用を増やし、複数配置すること。

２．賃金・勤務条件の改善について

　(１) 調整額削減を行わず、障害児学校で働く全ての教職員の調整額を増額すること。

　(２) 主任実習助手・主任寄宿舎指導員への昇格年齢・経験年数の資格条件を改善すること。

 また、主任助手および主任寄宿舎指導員の２級適用を再任用においても継続すること。

　(３) 寄宿舎指導員、舎監の夜間勤務に関する手当を増額し、休日の勤務については適正な措置をとること。

また、夜勤は原則週１回となるよう、人員を適切に配置すること。

　(４)「寄宿舎指導員」の採用試験を継続して実施すること。特に長期に渡って任用を繰り返している臨時教職員の正規採用化をすすめるために必要な策を講じること。

(５) 児童生徒数増に応じて旅費を増額すること。修学旅行引率については旅費規定を見直し、個人負担を皆無にすること。

(６) 教職員の腰痛・頸腕症候群・感染疾患の予防、母性保護など、健康管理の対策を講じること。

　(７) 障害児学校の教職員配置について、欠員補充を解消し、定数に見合った正規採用教職員を任用すること。また各学校の教育課程を踏まえて教科バランスを適切なものにし、一部教科の教員に過重な負担が生じないようにすること。多数の異動に伴い学校運営、児童生徒の指導に支障をきたさないよう、人事異動にあたって配慮すること。

(８)「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告にあるような、すべての教員が特別支援学校・学級を経験することを優先する人事配置を行わないこと。

以　上